

経緯

- ①岩手・宮城内陸地震（H20）、新潟県中越地震（H16）の際、多数の天然ダム（河道閉塞）が形成され、県など地元自治体からの要請を受け、国が支援を実施。
- ②天然ダム、火山噴火に伴う土石流、地滑り等による大規模な土砂災害が急迫している場合、
 - ・ひとたび発生すると**広範囲に多大な被害が及ぶおそれ**
 - ・時々刻々と状況が変化し、**リスクの把握に技術力が必要**

課題

大規模な土砂災害が急迫している場合について

- ①住民に避難指示をする権限は市町村にあるが、技術力が不足し、**避難指示の判断の根拠となる情報を自ら入手することが困難**。このため、**国又は都道府県による技術的支援が必要**。
- ②**国と都道府県の役割や関与が不明確**。

法改正の目的

- ①大規模な**土砂災害が急迫**している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう**国又は都道府県が被害の想定される区域・時期の情報を提供**
- ②高度な技術を要する土砂災害については**国、その他の土砂災害については都道府県**の**役割や関与を法律上明確化**

概要

大規模な土砂災害が急迫〔天然ダム、火山噴火に伴う土石流、地滑り等〕

今回の追加事項

天然ダム、火山噴火に伴う土石流、天然ダムの湛水（高度な技術を要する土砂災害）については**国**、**地滑りについては都道府県が緊急調査を実施**

緊急調査に基づき**被害の想定される区域・時期の情報**（土砂災害緊急情報）を**市町村へ通知・一般へ周知**

市町村長が住民への避難を指示（災害対策基本法第60条）等

土砂災害から国民の生命・身体を保護